

学校法人百合学院

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日

2 目標

学院教職員の有給休暇取得日数について、年間一人当たり8日以上を目指す。

3 取組内容と実施時期

令和4年4月から年次有給休暇の促進月間を設定する。

4 現状

令和3年度の年次有給休暇の取得日数は一人当たり平均6.8日